

# 益城町審議会等の委員の公募に関する実施基準

## 1 目的

この実施基準は、「益城町審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、執行機関の附属機関（以下、「審議会等」という。）の委員を公募するために必要な事項を定め、適切で円滑な公募委員の選任を図ることを目的とする。

## 2 公募基準

(1) 審議会等において、一部委員の選任については、当該審議会等の特性に応じて、**原則公募**を行う。公募委員数は、原則として委員定数の20%以内とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公募を行わないことができる。

- ① 法令に委員要件が定められ公募を加える余地がない場合
- ② 専門的な事項のみを扱う場合
- ③ 利害関係者の処分（行政処分等）に関する内容を扱う場合
- ④ 審議会等の設置目的や所掌事項等に照らして、公募が適さないと認められる場合

## 3 公募の方法等

(1) 公募の条件

公募する委員は、原則として本町に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、必要に応じ他の条件を付すことができる。

(2) 公募の周知

委員の公募において、広く住民に周知するため、町広報紙及び町ホームページに募集内容を掲載するほか、適切な方法をもって行うものとする。

(3) 公募の期間

委員を公募する場合は、概ね1月間は募集期間を設けることとする。ただし、緊急に委員を公募する場合は、この限りでない。

#### **4 選考方法**

委員の選考については、公募する審議会等の設置目的及び所掌事項等に照らし、次に掲げる方法のうちから適当と思われる方法で選考することとする。

- ① 小論文（作文）による選考
- ② 面接による選考
- ③ 書類による選考
- ④ 抽選
- ⑤ その他適当と認められる方法

#### **5 選考結果の公表**

選考の公平性及び透明性を図るため、選考結果（必要に応じ、選考理由）について、応募者全員に通知することとする。

#### **6 適用**

この実施基準は、審議会等の次の改選期から適用するものとする。